

事業譲渡を伴う事業再生における課税の公平

(〇〇〇〇セミナー / 主催：〇〇〇〇)

講演の要旨

事業譲渡が行われると事業の譲受人は営業権を計上し、これを償却することで節税を実現できる。一方、譲渡人は債務免除益を回避することがあり、譲渡人と譲受人の間で課税の公平が保たれないことになる。課税の公平のあるべき姿を考察する。

講演の概要

- 1、事業再生に伴う組織再編
 - ・組織の再編
 - ・組織再編の留意点
- 2、事業評価と資産評価
 - ・価格の概念
 - ・事業評価方法
 - ・資産評価方法
- 3、事業譲渡と課税の公平
 - ・のれん（営業権）の評価
 - ・営業権の償却
 - ・課税の転嫁
- 4、損益の認識と計上
 - ・債権者の貸倒損失
 - ・債務者の債務免除益
 - ・譲渡人の事業譲渡益
- 5、課税の転嫁の実効性
 - ・債務免除益の放置による税収減
 - ・実在性のない資産
 - ・営業権の償却による税収減
 - ・課税の不公平
 - ・第二次納税義務

資料 ・専用レジュメ

参考書 ・『事業再生に伴い、残った借入金と会社の処理の仕方』（ファーストプレス刊）

講師：高 橋 隆 明 **URL**：http://www.chiyoda-cmt.com

略歴：㈱千代田キャピタルマネージメント代表取締役。不動産鑑定士・税理士。博士(経済学)・博士(経営学)。1955年東京生まれ。78年早稲田大学法学部卒業、大手自動車製造会社に本社採用で入社。生産管理を担当の後、損害保険会社に転籍。国際業務部門で活躍し、社命によりドイツに留学。帰国後、再度の社命によりイギリス、フランス、スペイン、イタリア等ヨーロッパ各国にも留学。その後、融資部に転じ審査課長、業務課長として融資実行審査、不良債権回収の責任者の職を歴任。同社を退職後、事業再生コンサルタントとして活躍。

回収責任者としての経験を活用して金融機関対策を行うとともに、別会社への事業継承などによる事業再生を成功させている。再生に関わったいくつもの別会社の社長業務も引き受けている。英語、ドイツ語の能力を活かし外資系企業との直接取引も積極的に行っており、多角的見地から再生コンサルティングを実践している。大学院（博士前期課程）で学位（不動産学）を取得し、大学の経済学部の非常勤講師を経て05年からは客員教授として実務経験を活かした指導を行っている。不動産鑑定士・税理士として税務・不動産鑑定業務もやっている。「担保評価一覧表」は実用新案登録済（第3098583号）。事業再生に関する経済学の分野における研究に対し、東洋大学から博士(経済学)の学位を授与された。さらに経営学の分野における別の研究に対し、作新学院大学から博士(経営学)の学位を授与された。

出版物：事業再生を中心に次のような多数の書籍を公表している。この他にも多くの学術論文・学会発表を行っている。

『リスク(返済猶予)に頼らない事業再生のすすめ』（平成25年5月）

『事業再生に伴い、残った借入金と会社の処理の仕方』（平成25年1月）

『どうしたら銀行に債権放棄をしてもらえるか』（平成24年4月）

『改訂版、法的整理に頼らない事業再生のすすめ』（平成23年9月）

『不良債権をめぐる債権者と債務者の対立と強調』（平成23年6月）

『本物の事業再生はこれだ』（平成22年3月）

… その他著書・論文多数